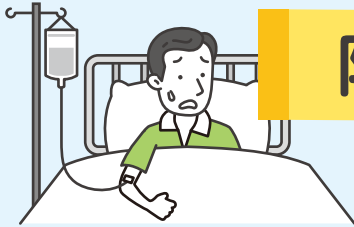


MAIN CONTENTS

- ▶ 限度額適用認定証をご利用ください
- ▶ 申請書の提出は郵送をお願いします
- ▶ インセンティブ制度とは?
- ▶ けんぽ便りには電子版もございます
- ▶ 退職後は必ず保険証をご返却ください

職場内で掲示・回覧をお願いいたします。



限度額適用認定証

をご利用ください



入院などで高額な医療費のお支払いが見込まれる場合は、事前に申請して交付される**限度額適用認定証**を医療機関の窓口でご提示することで、窓口でのお支払いを**自己負担限度額まで**抑えることができます。

※70歳以上75歳未満の方
標準報酬月額が83万円以上の方・26万円以下の方は、高齢受給者証を提示いただくことで窓口負担が自己負担限度額までとなるため、ご申請は不要です。

例 標準報酬月額30万円の方が、1か月に100万円医療費がかかった場合

<p>限度額適用認定証を持っている</p> <p>窓口で 87,430円 を支払う</p>	<p>限度額適用認定証を持っていない</p> <p>窓口で 30万円 を支払う</p>
---	---

あとから払い戻しの申請を行うことで、実質87,430円の負担となる

ご利用の流れ

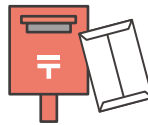
1 被保険者(被扶養者)

協会けんぽ静岡支部に「限度額適用認定申請書」を提出
申請書のダウンロードはこちらから▶



2 協会けんぽ静岡支部

申請書を受け付けてから
約**1週間**で限度額適用認定証を送付



3 被保険者(被扶養者)

医療機関の窓口で保険証と一緒に提示



限度額適用認定証は 郵送でのお届け となります



限度額適用認定証は郵送でお届けしています。窓口でご申請いただいた場合でも、後日郵送でのお届けとなりますので、予めご了承ください。

📞 お問い合わせ先

業務グループ/TEL.054-275-6601

お願い

申請書の提出は 郵送



現在、申請書の98%以上を郵送で受け付けています。各種申請手続きはすべて郵送でご提出いただけますので、ご協力をお願いします。

宛先

〒420-8512 全国健康保険協会静岡支部
(郵便番号の記載があれば住所は省略可能)



インセンティブ制度

とは？

令和3年度静岡支部の結果



協会けんぽでは、健康に関する5つの評価指標について、加入者および事業主の皆さまの取組結果に応じて、上位の支部にインセンティブ(報奨金)を付与し、健康保険料率に反映させるインセンティブ制度を導入しています。

令和3年度までは上位23支部、令和4年度以降は上位15支部がインセンティブの対象です。

静岡支部は令和3年度の取組結果が15位で上位23支部に含まれるため、インセンティブを獲得し保険料率が下がりました！

健康に関する取組は保険料率を抑えることだけでなく、加入者の皆さまの健康を守ることに繋がります。インセンティブ制度は一人一人の取組が反映される仕組みです。引き続き、皆さまのご理解・ご協力のほどよろしくお願いたします。

インセンティブ制度について詳しくはこちら



ご案内

ご登録お待ちしております！



けんぽ便りには電子版もございます

毎月月末配信

けんぽ便りで取り上げたテーマをより詳しく、より深掘りしてお届けします。

右記二次元コードまたはURLからご登録ください

(URL) <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/shizuoka/cat130/5025-27268>



お願い

退職後は必ず保険証をご返却ください

新しい保険証が届くまでの間は使えるよね

月の途中の退職なので月末までは使えるだろう

退職したけど事業所から何も言われないので使えるはず

いずれの場合も

保険証は使用できません

保険証は、資格を喪失した日(退職日の翌日、扶養から外れた日)以降使用することができません。ご退職された際は、ご家族様(被扶養者)の分を含むすべての保険証を事業所にご返却ください。なお、資格の切れた保険証を使って病院を受診すると、無資格受診となります。後日、かかった医療費のうち、協会けんぽ負担分(7~8割)を返還していただくことになりますので、ご注意ください。

発行者:



全国健康保険協会 静岡支部
協会けんぽ

〒420-8512

静岡市葵区呉服町1-1-2 静岡呉服町スクエア
054-275-6602(企画総務グループ)